

## 葛生行政センター電話交換設備保守点検業務委託仕様書

- 1 件 名 葛生行政センター電話交換設備保守点検業務委託
- 2 履行期間 令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（36カ月）  
この契約は長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。
- 3 履行場所 佐野市葛生東1丁目11番8号
- 4 資格要件等
  - （1）本業務は、有線電気通信法、電気通信事業法に定める端末設備事業規制に基づき実施すること。  
さらに、本仕様に記載されていない機能が、法令遵守、既存システムとの互換性、または特定の業務要件を満たすために必要となる場合は、関係者の合意を得た上で追加するものとする。また、追加される機能については事前に関係者と協議し承認を得るものとする。具体的な例としては、交通量の増加に対応するための追加機能、セキュリティの強化、または将来的な拡張性を保証する装備などが考えられる。
  - （2）作業を監督及び従事するものは電気通信の工事担任者資格所持者であること。
- 5 業務内容
  - （1）保守内容  
葛生行政センターの電話交換機等（別紙記載の機器）に係る保守点検を行い、常時良好な通信・通話状態とすること。
    - ① 故障時の対応
      - ア 故障受付
      - イ 交換電話設備の故障対処
      - ウ 交換電話設備の市有機器への交換
    - ② 定期点検  
月1回、次の電話交換設備について点検を実施する。
      - ・ 本体及び制御系設備
      - ・ 通話系パッケージ関連設備
      - ・ 配線設備
      - ・ 電話機関連
      - ・ 端末機器等
  - （2）保守時間
    - ① 保守対応時間
      - ア 保守対応時間は、平日（月曜日から金曜日）9：00から17：00  
※ただし、年末年始（12月29日から1月3日）・休祭日を除く。

② 代替品の提供

電話交換設備に故障品が発生し、通信ネットワークに長期かつ重大な支障（電話回線不通等）が認められる場合、故障品の一時的な代替品を提供する。

③ 内線電話機の増減

内線電話機の増又は減の場合は、保守料の増又は減の変更をするものとする。

(3) 保守対象機器

① 電話交換設備一式（端末機含む） ※別紙参照

② 配線は対象外（実費対応）

③ 保守除外事項

- ・対象物件の増減設等
- ・天災等の災害起因の故障
- ・プライベートネットワーク（佐野市光イントラ）部分の故障

6 その他

- (1) 毎月の 1 回本設備の定期点検後、委託者に報告書を提出し、検査を受け、その合格を持って検収とする。
- (2) 本業務において、その他疑義が生じた場合は、適切な委託者と協議し、合意のうえ実施すること。
- (3) 業務損傷の恐れのある既設部分等は、適切な方法で破損防止の手当をすること（搬入経路等）。

(別紙)

保守機器(詳細)

|   | 機器名称       | 規格             | 数量 |
|---|------------|----------------|----|
| 1 | デジタル交換機    | 日立 MX-01       | 1式 |
| 2 | 停電保証バッテリー  | 34AHバッテリー      | 1式 |
| 3 | 一般多機能電話機   | HI-24F-TELSDA  | 7台 |
| 4 | 停電対応多機能電話機 | HI-24F-TELPFIA | 3台 |
| 5 | 一般電話機      |                | 3台 |